

○広島修道大学早期卒業に関する健康科学部細則

(趣旨)

第1条 この細則は、広島修道大学早期卒業に関する規程（以下、「規程」という。）第10条に基づき、必要な事項を定める。

(学内進学者)

第2条 規程第2条第2項に係る学内進学者の「優秀な成績」についての基準は、累積GPAが3.5以上であることとする。

2 前項の累積GPAの算出には、卒業所要単位外の授業科目の修得単位は含まないこととする。

3 規程第4条第2項に係る学内進学者の要件は、規程第4条第1項を適用することとする。

(早期卒業の申出)

第3条 早期卒業を希望する者は、規程第3条にかかわらず2年次の前期終了時を目途に、チューター又は演習・ゼミナール担当教員に事前に相談した上で、指定する日時までに学部長に申請するものとする。

(早期卒業の認定)

第4条 早期卒業の認定は、通常の卒業認定者判定を実施する教授会にて行う。

(その他必要事項)

第5条 この細則に定めるもののほか、実施に必要な事項については、健康科学部教授会においてこれを定める。

(事務担当)

第6条 この細則に関する事務は、教学センターが担当する。

(細則の改廃)

第7条 この細則の改廃は、大学評議会の議を経て学長がこれを行う。

附 則

1 この細則は、2017年1月5日に制定し、2017年4月1日から施行する。

2 この細則は、2023年4月5日に第2条第1項及び第2項を改正し、2023年4月1日に遡って施行する。ただし、2022年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この細則は、2024年3月6日に第3条第2項を削り、2024年4月1日から施行する。